

ウイルス検知・駆除サービス利用規約【現改比較表】2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（本規約の目的）</p> <p>第1条 本規約は、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するウイルス検知・駆除サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めます。</p> <p>2 本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1章 総則</p> <p>（本規約の目的）</p> <p>第1条 本規約は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）が提供するウイルス検知・駆除サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用について定めます。</p> <p>2 本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。</p>
<p>（本規約の範囲）</p> <p>第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。</p> <p>2 本サービスについて本規約で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款が適用されるものとします。</p> <p>3 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知（オープンコンピュータ通信網サービスに係るホームページ（http://www.ocn.ne.jp）での掲載を含みます。以下同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。</p>	<p>（本規約の範囲）</p> <p>第2条 本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。</p> <p>2 本サービスについて本規約で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款（OCN）が適用されるものとします。</p> <p>3 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知（オープンコンピュータ通信網サービスに係るホームページ（http://www.ocn.ne.jp）での掲載を含みます。以下同じとします。）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。</p>
<p>（本規約の変更）</p> <p>第3条 （略）</p>	<p>（本規約の変更）</p> <p>第3条(略)</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>(定義)</p> <p>第4条 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。</p> <p>用語1～6 (略)</p> <p>用語</p> <p>7 IP通信網サービス取扱所</p> <p>当社が定める IP通信網サービス契約約款 第3条5に規定する IP通信網サービス取扱所</p> <p>用語</p> <p>8 第2種契約者</p> <p>当社が定める IP通信網サービス契約約款 に定める第2種契約者(当社が別に定めるIP通信網サービス契約約款に規定する特別第2種契約者を含みます。)</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止する事があります。</p> <p>(1)料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき (料金その他の債務に係る債権について IP通信網サービス契約約款 に規定する請求事業者又は特定請求事業者へ譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。)</p> <p>(2) IP通信網サービスに係る料金の支払いがないとき</p> <p>(3)第9条 (利用申込の承諾) 第2項の各号に該当したとき</p> <p>(4)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき</p> <p>(5)第10条 (営業活動の禁止)、第11条 (著作権等) 又は第22条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき</p> <p>(6)前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(7)当社に損害を与えたとき</p> <p>(8)その他、契約者として不適当なとき</p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。この場合において、 IP通信網サービス契約約款 に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>	<p>(定義)</p> <p>第4条 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。</p> <p>用語1～6 (略)</p> <p>用語</p> <p>7 IP通信網サービス取扱所</p> <p>当社が定める IP通信網サービス契約約款 (OCN) 第3条5に規定する IP通信網サービス取扱所</p> <p>用語</p> <p>8 第2種契約者</p> <p>当社が定める IP通信網サービス契約約款 (OCN) に定める第2種契約者(当社が別に定める IP通信網サービス契約約款 (OCN) に規定する特別第2種契約者を含みます。)</p> <p>第5条～第12条 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの利用を停止する事があります。</p> <p>(1)料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき (料金その他の債務に係る債権について IP通信網サービス契約約款 (OCN) に規定する請求事業者又は特定請求事業者へ譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。)</p> <p>(2) IP通信網サービスに係る料金の支払いがないとき</p> <p>(3)第9条 (利用申込の承諾) 第2項の各号に該当したとき</p> <p>(4)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき</p> <p>(5)第10条 (営業活動の禁止)、第11条 (著作権等) 又は第22条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき</p> <p>(6)前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(7)当社に損害を与えたとき</p> <p>(8)その他、契約者として不適当なとき</p> <p>2 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。この場合において、 IP通信網サービス契約約款 (OCN) に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>第14条～第17条（略） （利用の制限）</p> <p>第 18 条 当社は、IP通信網サービス契約約款共通編第 28 条（通信利用の制限等）があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する事をいいます。）を行なうことがあります。</p> <p>第19条～第26条（略）</p> <p>第 27 条 契約者は本サービスの提供又は本人の確認のため当社が取得する個人情報の取り扱いについては、当社のプライバシーポリシー（https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/）に定めるところによるものとします。</p> <p>第28条（略） （分離性）</p> <p>第 31 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。</p> <p>第30条～第31条（略） 料金表 通則 （料金の計算方法等） 1～6（略） （料金等の支払い） 7 契約者は、利用料金について、当社が定める期日までに、IP通信網サービス契約約款に定める請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。 8～11（略）</p>	<p>第14条～第17条（略） （利用の制限）</p> <p>第 18 条 当社は、IP通信網サービス契約約款（OCN）共通編第 28 条（通信利用の制限等）があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する事をいいます。）を行なうことがあります。</p> <p>第19条～第26条（略）</p> <p>第 27 条 契約者は本サービスの提供又は本人の確認のため当社が取得する個人情報の取り扱いについては、当社のプライバシーポリシー（https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/）に定めるところによるものとします。</p> <p>第28条（略） （分離性）</p> <p>第 29 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。</p> <p>第30条～第31条（略） 料金表 通則 （料金の計算方法等） 1～6（略） （料金等の支払い） 7 契約者は、利用料金について、当社が定める期日までに、IP通信網サービス契約約款（OCN）に定める請求事業者が指定する金融機関等において支払っていただきます。 8～11（略）</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(延滞利息)

12 第 20 条 (利用料金の支払い義務) その他本規約により料金表に定める料金 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として契約者に支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内 ([IP通信網サービス契約約款](#)の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。) に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 1 利用料金 (略)

(延滞利息)

12 第 20 条 (利用料金の支払い義務) その他本規約により料金表に定める料金 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として契約者に支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内 ([IP通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。) に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 1 利用料金 (略)

[附 則 \(令和 5 年 6 月 15 日\) レパ N 第 009600000741-01 号](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。](#)

[\(吸収合併に伴う取り扱いについて\)](#)

[2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 \(以下「レゾナント」といいます。\) が次の表の左欄の規約 \(以下「旧規約」といいます。\) の規定により締結し、令和 5 年 5 月 1 5 日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約 \(以下「新規約」といいます。\) の規定によるものとします。](#)

旧約款	新約款
ウイルス検知・駆除サービス利用規約	ウイルス検知・駆除サービス利用規約

[3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の 2 の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。](#)

[4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。](#)